

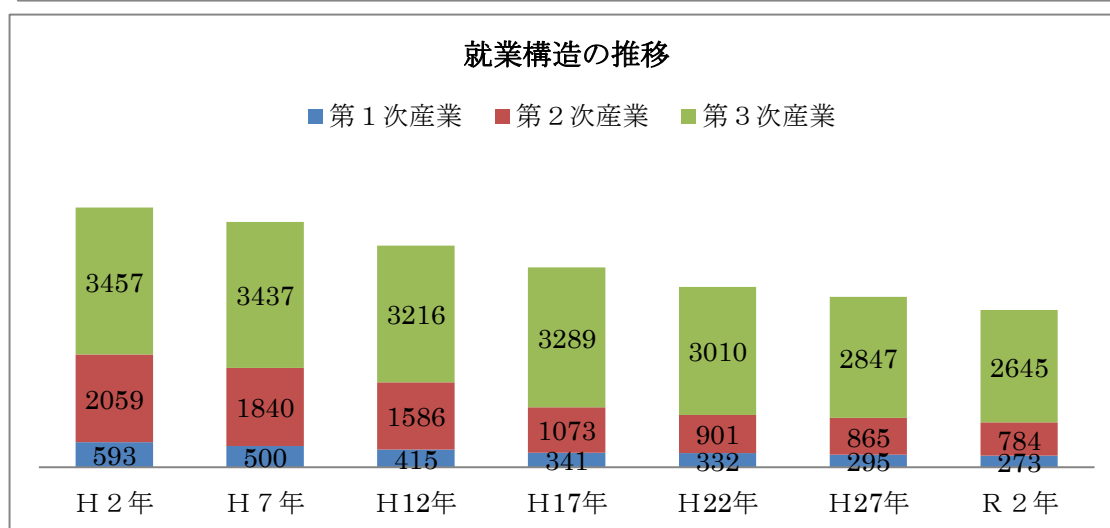
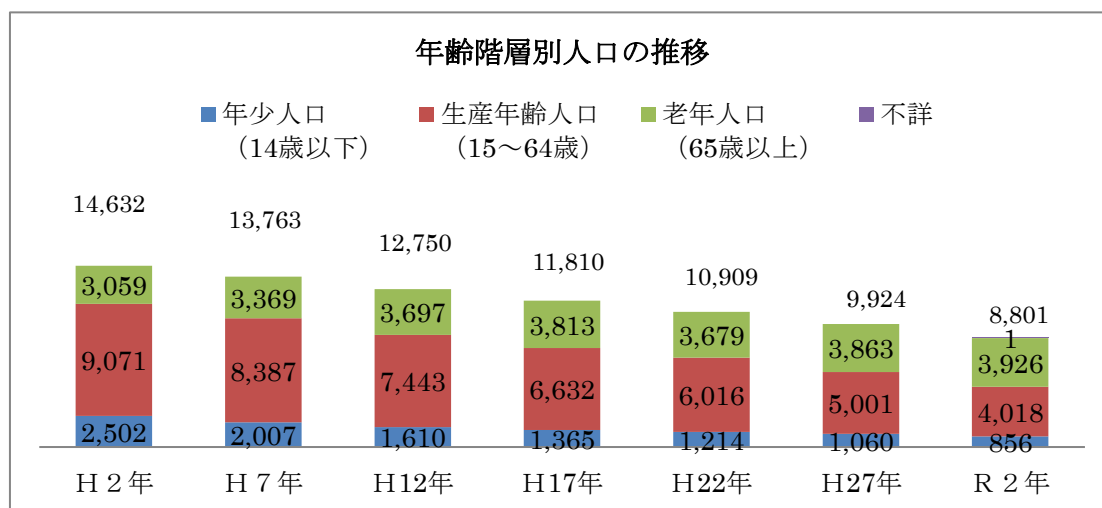
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

添田町は、山地が約70%を占め、東西13km、南北16kmで南端にそびえる北九州の最高峰英彦山(1199.6m)山系をもって大分県と境し、総面積132.10km²の県下でも屈指の広大な面積を有している。本町の地勢は、南部を中心とした山間地帯、中部の山麓地帯によって占められ、北部の平坦地に、町の経済、文化、行政、交通等の中心となり人口の70%が集中している。

本町の近年における人口は減少傾向で推移しており、平成27年の国勢調査では人口1万人を割り、令和2年では更に減少し8,801人となり人口減少率は県内2位となった。年齢階層別人口でも、年少人口と生産年齢人口は平成27年から人数が一貫して減少傾向にある。また、令和2年の福岡県との比較においても、本町の年少人口比率は9.7%であり、県平均(13.3%)を下回る一方で、高齢化率は、県平均(28.1%)を大きく上回る44.6%であり、少子高齢化が顕著となっている。



資料：国勢調査

産業についても、本町の就業者数は人口動向を反映して減少傾向で推移しており、令和2年には3,702人となっている。産業別にみても、いずれも就業者数が減少している。また、商店のほとんどは個人経営で小規模経営の小売店が中心であり、本町の地理的要因から、自動車中心の交通手段が主流となっており、周辺都市への大型ショッピングモールの進出などにより町内の購買力が低下している状況である。また、工業については、食品工業や木材加工業などが中心であり、そのすべては中小企業となっており後継者不足等の課題にも直面している。このような中、商工会と連携し、事業承継、事業展開をはじめ、創業等の支援を講じてはいるが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項（平成11年法律第18号）の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の設備投資を活発化させ、労働生産性の向上を図る。また、このことにより、中小企業者が今後、人材不足、働き方改革への対応の厳しい事業環境を乗り越える一助とするとともに、地域経済の発展を目指す。これを実現するための目標として、導入促進基本計画期間中に2件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定された事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町商工業全体の生産性向上を実現するため、多様な設備投資を支援し産業振興・経済成長につなげることが目標であり、その効果を得るためには先端設備等の種類を絞ることはせず、すべての設備投資を支援する必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町商工業全体の生産性向上を実現し、産業振興・経済成長につなげることが目標であることから、地域を絞ることはせず、全ての地域で支援する必要があるため、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町商工業全体の多様な業種・事業について、広く生産性向上を実現し、産業振興・経済成長につなげることが目標であり、そのためには、業種を絞ることはせず、全ての業種とする。

また、同様に労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって考慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(4) 町内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標に沿わないため認定の対象としない。なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。